

小山工業高等専門学校教育研究技術支援部運営委員会細則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成20年10月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校教育研究技術支援部規則(平成20年4月1日制定)第5条第2項の規定に基づき、教育研究技術支援部運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育研究技術支援部長(以下「技術支援部長」という。)
- 二 各学科及び一般科の教員各1名
- 三 情報科学教育研究センター、地域連携共同開発センター及びものづくり教育研究センターの運営委員会委員各1名
- 四 技術長
- 五 技術室の各グループ長

2 前項第2号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任命)

第3条 前条第1項第2号の委員は、校長が任命する。

(委員長及び会議の開催)

第4条 委員会に委員長を置き、技術支援部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 技術支援部の管理・運営に関すること。
- 二 技術支援業務に係る技術職員の配置に関すること。
- 三 技術支援部が行う教育・研究支援業務に関すること。
- 四 技術支援部が行う地域連携支援業務に関すること。
- 五 技術支援部に係る規則、規程、細則等に関すること。
- 六 その他技術支援部長が必要と認めること。

(委員会の事務)

第6条 委員会に関する事務は、技術室において処理する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。